

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

冬季観光の重要な柱であるスキー場関連産業の発展にこれまで貢献してきた軽油引取税の課税免除措置が、平成30年3月末で廃止される状況にある。

軽油引取税の課税免除措置は、道路使用に直接関連しない機械等に使われる軽油について設けられたもので、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、索道、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められてきたところである。

スキー場関連産業では、スキー場の運営にあたって索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が課税免除措置の対象となっており、この措置が廃止されれば、関係事業者の経営が圧迫され、ひいては地域の観光振興及び地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、平成30年4月以降も軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月16日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
国土交通大臣	石井啓一殿

山形県議会議長 野川政文